

議案第58号

武藏野市放課後等デイサービス施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月9日

提出者 武藏野市長 松下玲子

武藏野市放課後等デイサービス施設条例の一部を改正する条例

武藏野市放課後等デイサービス施設条例（令和元年12月武藏野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(利用料金) 第9条 (略) 2 利用料金の額は、法第21条 の5の3第2項第1号に規定 する <u>厚生労働大臣</u> が定める基 準により算定した費用の額（ その額が現に当該放課後等デ イサービスに要した費用（通 所特定費用を除く。）の額を 超えるときは、当該現に放課 後等デイサービスに要した費 用の額）の範囲内で、指定管 理者があらかじめ市長の承認 を得て定めるものとする。	(利用料金) 第9条 (略) 2 利用料金の額は、法第21条 の5の3第2項第1号に規定 する <u>内閣総理大臣</u> が定める基 準により算定した費用の額（ その額が現に当該放課後等デ イサービスに要した費用（通 所特定費用を除く。）の額を 超えるときは、当該現に放課 後等デイサービスに要した費 用の額）の範囲内で、指定管 理者があらかじめ市長の承認 を得て定めるものとする。	字句の改正
3及び4 (略)	3及び4 (略)	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。